

第四節 議会

昭和二十一年三月十五日から米国軍政が施行され、軍政府の統轄監督のもとに町村法が施行された。本土においては昭和二十二年四月に地方自治法が制定されたが、本町における地方自治法の完全実施は復帰後の二十九年からである。復帰までの議会変遷の主なものは次のとおりである。

- 1、選挙は臨時北部南西諸島軍政府令により従来の公民制を廃止し、二十歳以上の成年男女に参政権を与えた。
- 2、二十一年七月、二十三年六月および二十七年九月の選挙は記号連記制投票で、二十三年五月選挙管理委員会が設置された。
- 3、二十三年十一月から昭和の年号を使用せず、西暦を使うようになった。また「町会」の名称を「町議会」と改め、「議会委員会設置規程」を制定した。
- 4、二十六年九月二十五日議長・副議長は議員の互選で

決めるようになり、議会の開・閉および議事運営を議長が行い、町長は開・閉会を宣告するようになった。5、二十年十月従来議員は名誉職とされ無給であったが、議長・副議長の日額報酬議案が提出可決された。また会議ことに定めていた議席番号を任期を通じて一定することになった。

議員名簿

昭和二十二年七月～二十三年七月 定数二十二人

福嶺哲麿(圓) 末川白秋(圓) 福島義直(圓) 森田吉勝(圓)
脇田清太郎(圓) 中屋利秀(圓) 新村宮甫(圓) 大栄奥富(圓)
東 一意(西) 大山大経(榎) 栄 清一(玉) 中山前福(玉)
松元仁志美(玉) 伊集院武一(犬) 皆川恵一(雀) 重村嘉俊(古)
上村前富(古) 沖蘇廷賢(内) 板鼻清保(内) 山下窪義(後)
大江吉順(谷) 中村静造(瀾)

(注) 皆川議員二十三年一月死亡。二十三年一月十二日軍指令

4号沖繩新選挙法制定により議員は四年に一回、九月の第

2日曜日を選挙日と定められ、同年五月十五日和泊町議員

増加条例を可決。同年七月改選。

昭和二十三年七月～二十七年九月 定数二十六人

市来政興(油) 森枝川弘(油) 市来哲次郎(油) 梶原介徳(和)

井手籠実道(藁) 池下前宜志(出) 永吉池治(岫) 池下沢元(圓)
脇田清太郎(圓) 竿田吉秀(圓) 東伊志郎(西) 池田池富(榎)
安田前間(玉) 伊井重保(玉) 内藤好忠(犬) 徳永末吉(雀)
碩 前智(古) 村山大業(内) 金元本吉(後) 中村源吉(仁)
二十七年十月六日、議長に市来政興氏、副議長に安田前間氏を選出するとともに懲罰委員会を削除し、三常任委員会とする旨条例を改正、また議長・副議長の日額報酬議案が提出可決された。

沖治(手) 逆瀬川助直(上) 伊地知季一(藁) 池下前宜志(出)
永吉俊夫(岫) 永吉実定(岫) 池下沢元(圓) 福嶺哲麿(圓)
福 秀頼(圓) 東 一意(西) 大山大経(榎) 栄 清一(玉)
安田前間(玉) 松元仁志美(玉) 伊集院武一(犬) 皆川耕吉(雀)
碩 前智(古) 坂鼻清保(内) 金元本吉(後) 大江吉順(谷)
池村清秀(水) 沖田俊一(瀾)

二十三年十一月十五日、食糧対策委員会九人、社会教化対策委員会九人、自治振興対策委員会八人を設置。

二十四年十月、沖永良部学校組合議員六人を選出。

同年十二月、学校校舍補修改築のため調査委員会を設置。

二十六年九月二十五日、議長に市来政興氏、副議長に安田前間氏を選出するとともに次の委員会の設置を条例化した。総務委員会八人、経済委員会六人、財務委員会四人、懲罰委員会四人。

二十七年八月三十一日、和泊町議会議員増加条例を廃止し、次回から二十人とする。(新市町村制施行による)

※ 二十五年十月二十九日、奄美群島議員選挙、逆瀬川助直氏当選。

○昭和二十七年九月～三十一年九月 定数二十人

市来政興(油) 本田義明(油) 梶原介徳(和) 関根直秋(上)